こども家庭庁　令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

整理番号	提案区分 区分	分野	提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 （特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞ 団体名	支障事例	各府省からの第１次回答 （内閣府）	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解 見解	補足資料
210	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	関係法律等に基づく計画策定の義務付けに関するこれらの義務付けとなっている努力義務を含む）を見直すこと	関係法律等による計画の策定の義務付けとされているものが多く、その一つ一つに係る当初計画の策定や大幅見直し等による改定作業が、自治体にとって大きな負担となっている。 限られた人員体制の中で行政サービスを提供するも自治体が、その計画の必要性、自治体における現状を踏まえて、策定するかしないかも含めての判断を尊重するよう求めるもの。 また、努力義務・できる規定となっている計画についても、計画策定状況を公表するなど、実質的な義務付けとなっている。	計画策定等の作業が必要なもののみに絞ば（しゅうれん）されることにより自治体の負担軽減。 限られた人員や体制を、計画そのものでなく、住民が求める実質的なサービスにシフトすることが出来る。	〈義務〉 ①都道府県基本計画（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第２条の３） ②都道府県障害児福祉計画（児童福祉法第33条の22） 〈努力義務・できる規定〉 ③都道府県子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第９条） ④都道府県計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条） ⑤都道府県行動計画（次世代育成支援対策推進法第９条） ⑥自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条） ⑦都道府県推進計画（都道府県社会的養育推進計画）（平成24年１月30日付け厚生労働省子ども家庭局長通知） ⑧地方再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律第６条）	福島県	宮城県、高崎市、千葉市、三鷹市、川崎市、加賀市、長野県、知多市、鳥取県、防府市、宮崎市、指宿市	①内閣府 ②厚生労働省、こども家庭庁 ③④内閣府 ⑤⑥⑦厚生労働省 ⑧法務省	①自治体で計画の内容、必要性を判断できるようになると事務負担の軽減が図られる。また、例えばマイナンバーカード交付や消化計画の月次報告など、国への報告頻度が著しく過剰なものもあり、報告頻度の見直しも検討されるべきである。 ②関係法律等により、計画策定が義務付けられているものが多く、計画の策定後においても、指針見直し等による改訂作業、進捗管理等が、自治体にとって大きな負担となっている。 計画策定が補助金を受けるための前提となっているのみならず、努力義務・できる規定となっている計画についても、各自治体の計画策定状況を公表するなど、実質的な義務付けとなっている。 当市においても、令和2年度に14件のパブリックコメントを実施する予定で、アンケートやワークショップ等も増加し続けており、市民参画手続利益の陶冶化、選択化も必要である。 限られた人員体制の中で行政サービスを提供するも自治体が、制度変化への対応も困難を極める中、計画策定や工程管理という作業に多くの時間を費やすことにより、業務本来の目的を見失うことのないよう、各自治体の現状を踏まえた判断を可能とするよう求めるもの。 ③現在、全国知事会の地方分権改革推進特別委員会の下に設けられている「地方分権改革の推進に向けた研究会」において同様の議論がなされており、当該研究会の第2回会議における「資料１(P19～P22)」の中で、地方に対する各種計画策定規定が増えていることが示されている（下記URL参照）。 http://www.nga.gr.jp/data/activity/committee.pl/research/chihou_bunken_kakaku_suishin_kenkyuu_ka/1582611970871.html これらは、法令上努力義務規定・任意規定であっても、財政措置の要件となっているなど、事実上策定せざるを得ないものも多く、人的リソースの乏しい地方公共団体（特に小規模な市町村）にとっては対応が困難な場合がある。 地方自治体が既に策定している各種計画に、関係法令が規定する計画の趣旨にかなう記載があれば、新たな策定を不要とするなど、地方の自主的政策判断を尊重すべきである。	【内閣府】 ①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく都道府県基本計画については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実効ある推進を図るため、第一義でこうした施策に取り組むことなる都道府県が、その実施に関する基本計画を定めることが必要であるとの考えから、平成16年の議員立法による法改正において、盛り込まれたものである。 都道府県基本計画については、既に全都道府県において策定済みであり、その内容については、適切な時期に見直していただき、DV防止法に基づく施策を進めていただくことが必要である。 なお、国においては、都道府県における策定が円滑になるよう、DV防止法に基づき、その策定指針となる基本方針を、策定している。 ②「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年法律第71号)に基づく都道府県子ども・若者計画の策定については、国と地方公共団体が連携の下、全体として子供・若者の健やかな育成を図るため、国の子ども・若者育成支援推進大綱を勘案し、関計画を定めることとされている一方で、それぞれの地域の実情に応じて施策が推進されるべきとの地方分権の趣旨から、努力義務とされているものである。 また、都道府県子ども・若者計画等が財政措置の要件になっているということは承知しているが、既に同計画を策定済みの都道府県においては、その内容について、子ども・若者育成支援推進法に基づく四大綱を勘案しながら、適切な時期に見直していただき、子ども・若者育成支援推進法に基づく施策を進めていただきたいと考える。 なお、同計画について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の計画と一体として策定しても差し支えない旨の運用がなされている。 ③「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」に基づく都道府県基本計画については、平成25年の法案策定の際に、議員立法において、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うために、子どもの貧困対策に関する大綱（平成26年8月閣議決定）を勘案し、都道府県子供の貧困対策計画を策定するよう、努力義務として盛り込まれたものであると承知している。 また、同法律の改正法の公布時（令和元年6月19日）に各都道府県及び各政令指定都市に対して、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の計画と一体のものとして策定して差し支えない旨の事務連絡を発出している。 【法務省】 ⑧地方再犯防止推進計画は、犯罪者等の社会復帰を促進し、安全安心な社会を実現するための重要な計画として位置付けられているところ、地方公共団体における計画の策定は、努力義務（再犯の防止等の推進に関する法律第８条）とされており、財政措置の要件等とされているものではない。 また、計画策定の時期や手続については、策定した計画を選薄なく公表する努力義務を定めているのであり、地方公共団体の自主的な判断を妨げるものではない。 【厚生労働省】 ②都道府県障害児福祉計画（児童福祉法第33条の22）について 障害児福祉計画については、障害福祉計画と一体的に作成することができるとされているところであるが、このうち、例えば障害福祉サービス等の必要な量の見込みについては、国の施策として、地域におけるサービス提供の整備状況等に大きな格差が生じ、障害者が必ずしもその選択によるサービスの提供が受けられないという問題等がまだ残いうちにしどの地域においても必要な障害福祉サービス等を提供することを目的に、策定を義務付けているものも、仮に努力義務とした場合、前述の目的を達成できなくなる可能性があるため、努力義務化することは困難。 他方、計画の記載事項の一部、例えば障害福祉サービス等の必要な見込量の確保方策といった具体的な手法等については、努力義務として柔軟性を持たせることで、各自治体の実情に応じた対応をとれるよう拡張した内容となっている。 なお、地方分権改革推進委員会による第3次勧告（平成21年10月7日）において、障害福祉計画のうち、障害福祉サービス等の必要な量の見込みについては義務付けの存置を容認されているところであり、本提案にはこれまで示されていた方針と矛盾することとなってしまう。 以上のことから、策定が義務付けられている障害児福祉計画について、努力義務とすることは困難である。 ③都道府県行動計画（次世代育成支援対策推進法第９条） 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第９条に規定する都道府県行動計画の策定については、「できる規定」であって策定は任意化されており、策定する場合であっても、特定の事項のみの作成とすることも可能だ、柔軟な対応が可能である。加えて、行動計画策定指針（平成26年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第１号）において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第１項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えないとしており、自治体の負担にも配慮したものとなっている。 以上については、「行動計画策定指針の一部を改正する告示の適用について」（厚生労働省子ども家庭局長通知　子発1210第４号令和元年12月10日）をはじめ、昨年度も会議に繰り返し通知して明記して周知しているところであり、再度の周知は不要であると考えている。 ⑥自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条） ひとり親家庭等に対する施策が総合的かつ計画的に展開され、個々のひとり親家庭等に対して効果的に機能するためには、都道府県等において、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する自立促進計画を策定し、地域のニーズに対応した支援施策を計画的に実施していただくことが重要である。このため、国としては各都道府県等のニーズに則した自立促進計画の策定にご尽力いただきたいと考えており、法律上策定が努力義務になっていることをもって、策定が任意であるとお示しをすることは困難である。 ⑦都道府県推進計画（都道府県社会的養育推進計画） （平成24年11月30日付け厚生労働省子ども家庭局長通知） 平成28年改正児童福祉法において、昭和22年の制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であることを位置付けるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記する抜本的な改正が行われた。この家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を計画的かつ速やかに実現するためには、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を示し、取り組むべき支援策を明確にする必要があることから、各都道府県に対して社会的養育推進計画の策定をいただきたい旨を通知しているところである。国としては、各地域の実情は踏まえつつも、社会的養護を必要とする児童が家庭と同様の環境において養育されることなど、子どもの最善の利益はいずれの地域においても実現されるべきと考えており、社会的養育推進計画の策定が子ども家庭局長の通知に基づくものであることをもって、策定が任意であるとお示しをすることは困難である。	①DV対策基本計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、女性・男女共生、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。行政計画の策定となれば、審議会での検討、パブコメ、議会説明、県庁内の幹部会議での決定など行政通念上必要なプロセスがあり、事務負担が重い。最独自の計画体系に加えて、法定義務の計画が一つ加われば、一つの計画だけをとって見れば一定程度の事務負担であったとしても、法律で定める現在行政計画が300側にとる現在においては、計画策定のための照会・回答・調整・計画間の整合性チェック等を県部局間で相互に繰り返すことになり、また市町村への照会・回答も増えるため、地方全体の事務負担は膨大になる。②の計画同様、地域ごとの必要な福祉サービスの量を見込むことは必要であるが、それを実施するために行政計画の策定という形以外の手法を検討いただきたい。 ②障害児福祉計画への回答に対して、地域ごとの必要な福祉サービスの量を見込むことは必要であるが、それを実施するために行政計画の策定という形以外の手法を検討いただきたい。たとえば、関係者の協議において一定項目について福祉サービスの需給見込みを記入し大量を承認すればよい、とgo–stopなどで、行政計画の策定となれば、審議会での検討、パブコメ、議会説明、県庁内の幹部会議での決定など行政通念上必要なプロセスがあり、事務負担が重い。 行政需要を見込むための計画には、ほかに子ども子育て支援法第62条の「子ども・子育て支援事業支援計画」などがあり、今後もこの種の行政需要を見込むための計画が一方的に増えることがないように願いたい。 ③子ども若者計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。その上に次世代育成、少子化対策、こどもの貧困、こども・若者育成などの部局横断的観点から計画の努力義務が何重にも課されているため、職員は法律の要請に応えるための相互に照会・回答・調整・既存計画との整合性チェックを繰り返し、膨大な労力を費やし、実質的な政策推進に注がれるべきエネルギーが削られている。 優り込む内容が重複する他の計画と一体として策定しても差し支えないとあるが、一体として策定した場合それぞれの国基本指針等に配慮する必要があり、その内容が改正されれば全体を改定する必要が生じてくる。そもそも少子化社会対策基本法、次世代法、子ども若者法、子どもの貧困対策法は政策分野が重なり、整理が必要と考える ④子どもの貧困対策計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。その上に次世代育成、少子化対策、こどもの貧困、こども・若者育成などの部局横断的観点から計画の努力義務が何重にも課されているため、職員は法律の要請に応えるための相互に照会・回答・調整・既存計画との整合性チェックを繰り返し、膨大な労力を費やし、実質的な政策推進に注がれるべきエネルギーが削られている。 優り込む内容が重複する他の計画と一体として策定しても差し支えないとあるが、一体として策定した場合それぞれの国基本指針等に配慮する必要があり、その内容が改正されれば全体を改定する必要が生じてくる。そもそも少子化社会対策基本法、次世代法、子ども若者法、子どもの貧困対策法は政策分野が重なり、整理が必要と考える。 また、5年を一期とする計画期間についても、柔軟な対応が可能であることを明確にされたい。 ⑤都道府県行動計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。その上に次世代育成、少子化対策、こどもの貧困、こども・若者育成などの部局横断的観点から計画の努力義務が何重にも課されているため、職員は法律の要請に応えるための相互に照会・回答・調整・既存計画との整合性チェックを繰り返し、膨大な労力を費やし、実質的な政策推進に注がれるべきエネルギーが削られている。 他の計画と一体のものとして策定して差し支えないとあるが、一体として策定した場合それぞれの国基本指針等に配慮する必要があり、その内容が改正されれば全体を改定する必要が生じてくる。そもそも少子化社会対策基本法、次世代法、子ども若者法、子どもの貧困対策法は政策分野が重なり、整理が必要と考える。 また、5年を一期とする計画期間についても、柔軟な対応が可能であることを明確にされたい。 ⑥自立促進計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、女性・男女共生、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。行政計画の策定となれば、審議会での検討、パブコメ、議会説明、県庁内の幹部会議での決定など行政通念上必要なプロセスがあり、事務負担が重い。最独自の計画体系に加えて、実質的な義務付けとなっている法定努力義務の計画が一つ加われば、一つの計画だけをとって見れば一定程度の事務負担であったとしても、法律で定める現行政計画が300側にとる現在においては、計画策定のための照会・回答・調整・計画間の整合性チェック等を県部局間で相互に繰り返すことになり、また市町村への照会・回答も増えるため、地方全体の事務負担は膨大になる。②の計画同様、地域ごとの必要な福祉サービスの量を見込むことは必要であるが、それを実施するために行政計画の策定という形以外の手法を検討いただきたい。 ⑦社会的養育推進計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、女性・男女共生、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。行政計画の策定となれば、審議会での検討、パブコメ、議会説明、県庁内の幹部会議での決定など行政通念上必要なプロセスがあり、事務負担が重い。最独自の計画体系に加えて、実質的な義務付けとなっている行政計画が一つ加われば、一つの計画だけをとって見れば一定程度の事務負担であったとしても、法律で定める現行政計画が300側にとる現在においては、計画策定のための照会・回答・調整・計画間の整合性チェック等を県部局間で相互に繰り返すことになり、また市町村への照会・回答も増えるため、地方全体の事務負担は膨大になる。地方の行政計画を増やさない方策を求める。例えば、関係者の連携会議の集約結果をもって計画策定に代えるなど、行政計画の策定という形以外の手法を検討いただきたい。 ⑧再犯防止推進計画への回答に対して、本計画は、特別な財政措置もなく計画策定の努力義務を課すもので、財政措置の前提として計画策定を求めるものより実質的な負担は大きい。自治体の自主的な判断を妨げないとしても、法務省、保護司団体、議員等から継続的に様々な働き掛けがあって、実質的に義務になっている。 計画に盛り込むべき政策は、就労・住居支援、薬物依存対策、高齢者・障害者支援、青少年健全育成など、すでに行政計画を策定して推進している政策であり、対象者である「犯罪をした者等」を判別や区別できない状況では、行政計画は屋上屋の感が否めない。	

こども家庭庁　令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォーアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案事業検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
—		【全国知事会】 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3に基づく都道府県基本計画の策定の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止又は「できる」規定にもしくは努力義務化するべきである。 また、「できる」規定及び努力義務規定のものも含め、計画の策定の義務付けについては、地方の自由度を高めることで、地方が公共にその自主性及び自立性を十分発揮できるよう見直しを行うべきである。	○計画の策定等に係る努力義務規定や「できる規定」は、法的に各地方公共団体に計画の策定等を義務付けるものではなく、各地方公共団体の判断に委ねられているものと解すべきではないか。 ○　地方公共団体は関係者と調整を図りながら必要な施策を計画的に講じており、計画の策定に関する規定は不要ではないか。 ○計画の策定に係る規定を存置する場合でも、各地方公共団体の総合計画の策定は義務付けについては、地方の自由度を高めることで、地方が公共にその自主性及び自立性を十分発揮できるよう見直しを行うべきである。 ○計画の策定等に係る規定を存置する場合でも、各地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討すべきではないか。また、特に市町村における計画策定については一層の配慮が必要ではないか。 ○計画の改定等のタイミングや計画の期間については、各地方公共団体の判断に委ねればよいとされているが、現在もその状況は変わらない。 ○複数の法定計画を地方公共団体において一体的に策定することも許容されているとのことだが、地方公共団体は、策定等に当たり各法律等の内容に配慮する必要があるとともに、各大綱等の改定に伴い計画の改定を求められるという実態がある。国において、法定計画の統合、大綱等の改定時期の統一など、地方公共団体の事務負担を軽減するための見直しが必要ではないか（③、④、⑤、⑥に基づく計画）。 ○第3次勧告に照らして適当でない公表の義務付けについては見直すべきではないか（①、③、④に基づく計画）。	【内閣府】 ①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づく都道府県基本計画については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実効ある推進を図るため、第一義で施策に取り組むこととなる都道府県が、その実施に関する基本計画を定めることが必要であるとの考えから、平成16年の議員立法による法改正において、盛り込まれたものである。 基本計画策定の趣旨は、配偶者からの暴力の防止及び被害者保護の施策を地域の実情を踏まえつつ、きめ細かな施策の実施を図ることにある。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策は、一般的な応報侵害等から、個別のケースに対応して行われる一時保護等、広範多岐にわたるものであり、また、こうした施策を総合的に実施していくためには、施策の基本的な取組方針、施策全体の方向性等を定めることにより、それぞれの施策を効率的、効果的に連関させることが重要であることから、計画を策定し、施策の実効性・有効性を担保する必要がある。 また、地方分権改革推進委員会第2次勧告（平成20年12月8日）においても、DV防止法に基づく都道府県計画の策定に関しては、「国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合」に該当するものとされており、義務付けの存置を許容するものと整理されているが、現在もその状況は変わらない。 一方で、DV防止法に基づく計画については、他の計画との統合は可能（既に多くの都道府県が実施済み）であり、計画期間（有無を含め）や計画改訂等の時期は、都道府県の数量に委ねられている。このことについては、地方公共団体に対し、適切に周知を行うこととしたい。また、どの範囲までを計画という形式で定めるかも各都道府県による一定の裁量が認められていることから、計画策定の事務負担軽減については、都道府県による工夫が可能であると考えている。 基本計画の策定・変更の場合には、遅滞なく、広く住民に周知を行うこととされ、被害者や関係者をはじめとする住民全体が当該地方公共団体における支援体制や支援内容を容易に確認することができるようになり、それぞれの立場で、配偶者暴力の防止や被害者に対する保護・支援を適切に講ずることが可能になることから、公表の義務付けは重要であると考える。なお、公表の方法について、特定の方式を指定しているものではなく、各地方公共団体の判断により適切な方法で公表していただきたいと考えている。 ③都道府県子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条） 法第4条においては、地方公共団体がその区域内における子供・若者の状況に応じて施策を策定し、実施する責務を有することを規定していることから、法第9条は、地方公共団体における計画の策定についての規定を設けているものである。一方、地域における子供・若者育成支援施策の推進に当たっては、地方分権の趣旨から、それぞれの地域の実情に応じて施策が推進されるべきであり、法に基づく都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画の策定・見直しについても、各地方公共団体の適切な判断のもとで進められるべきものである。 計画の策定・改定に当たっては、そのタイミングや計画の期間について、それぞれの地域の実情に応じて各地方公共団体が決定可能であり、また、各地方公共団体の総合計画を始めとする既存の計画等についても子供・若者育成支援推進法に基づく大綱を勘案したものであれば、法律等に基づき計画とみなすことも可能である。このことについては、これまでも地方公共団体から個別の問い合わせがあった場合に丁寧に回答してきており、今後も適切に回答していきたいと、そもれ加え、後都道府県との連絡会議等での周知などを検討していきたい。そのうえで、計画の策定・改定等に当たっては、子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱を勘案しながら、当該自治体の判断のもとで、適切な検討に行っていただき、子ども・若者育成支援推進法に基づく施策を進めていただきたいと考える。 公表の義務付けについては、法第10条に規定された「子ども・若者の育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得ることもに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資する」ために、住民を始めとした多様の方々が計画の内容を把握できる状況を担保することは重要であり、ひいては、地域において子供・若者育成支援に関心を持ってもらうことは重要であり、ひいては、地域において子供・若者育成支援施策の推進に当たっては、地方分権の趣旨から、それぞれの地域の実情に応じて施策が推進されるべきであり、法に基づく都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画の策定・見直しについても、各地方公共団体の判断により適切な方法で公表していただきたいと考えている。 ④都道府県計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条） 「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」は議員立法により制定されたものであり、法第4条において、地方公共団体は、地域の状況に応じた子どもの貧困対策に係る施策を策定・実施する責務を有することを規定し、同法第9条において、都道府県及び市町村は、同法に基づく大綱を勘案して計画を定めるよう努めるとされている。一方、地域における子どもの貧困対策の推進に当たっては、それぞれの地域の実情に応じて施策が推進されるべきであり、計画の策定・見直しについても、各地方公共団体の適切な判断の下で進められるべきものである。 計画策定に係る地方公共団体の事務負担の軽減方策については、既に同法の議員立法による改正法の公布時（令和元年6月19日）に、各都道府県及び各政令指定都市において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の計画と一体のものとして策定して差し支えない旨を事務連絡により示している。さらに、平成28年度から地方公共団体が計画を策定・見直しする際の事務費や実態調査に要する費用について交付金による財政支援を行っているほか、地方公共団体が実態調査を行う場合の参考となるよう、本年3月、実態調査の内通調査項目案を作成・公表していたし。これらの事務負担の軽減方策については、たいまでに大幅改を図えて地方公共団体に対して周知してきており、今後も引き続き情報提供を行ってまいりたい。 計画策定のタイミングや期間については法定されておらず、地域の実情に応じて地方公共団体が決定可能である。前述のとおり、計画については、大綱を勘案して、他の法定計画と一体のものとして策定することが可能であり、地方公共団体の判断により、他の法定計画の策定・改定のタイミングに合わせて同計画を策定していただくことも可能である。このことについては、地方公共団体への説明の場等での周知や、地方公共団体から個別の問い合わせがあった場合にその旨を説明してまいりたい。 計画の公表の義務付けについては、子どもの貧困の実態が見えにくく捉えづらいため支援が届きにくいことを踏まえ、住民を始めとした外部の方々が計画の内容を把握できる状況を担保することは重要であり、ひいては、地域において子どもの貧困支援に取り組む様々な方々の意見等の主体の発議及び機会の担保の観点から重要であると考える。なお、公表の方法について、特定の方式を指定しているものではなく、各地方公共団体の判断により適切な方法で公表していただきたいと考えている。 【法務省】 ⑤地方再犯防止推進計画は、犯罪者等の社会復帰を促進し、安全安心な社会を実現するための重要な計画として位置付けられていることから、法務省においては、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」の配布、再犯防止施策の動向や他の地方公共団体における取組状況等に関する情報提供など、地方再犯防止推進計画の策定を検討中の地方公共団体に対する支援を行っているところ。これらは、地方公共団体による計画策定の検討に資する材料を提供することを目的とするものであり、計画策定の要否に関する地方公共団体の自主的な判断を妨げるものではない。 また、地方再犯防止推進計画を他の計画と一体的に策定することは可能であり、現にそうした実例も複数存在し、法務省から地方公共団体に送付した「地方再犯防止推進計画策定の手引き」においてもその旨明示しているところである。 法務省としては、地方公共団体がその自主性及び自立性が十分発揮できるよう努めてきたところではあるが、御指摘を踏まえ、改めて、計画の策定等に係る規定は努力義務規定であって地方公共団体の自主的な判断を妨げるものではないことを、地方の計画と一体的に策定することが可能であることについて、地方公共団体に周知することもに、引き続き、再犯防止の取組を進めに当たって必要な情報の提供など、地方公共団体の一つそ踏まえた支援を行ってまいりたい。 【厚生労働省】 ⑥都道府県障害児福祉計画（児童福祉法第33条の22）について 地方分権改革有識者会議提案事業検討専門部会でも申し上げたとおり、障害児福祉計画は、各地域において、障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものであり、 ・障害者総合支援法の基本理念を達成するため、どの地域においても必要な障害福祉サービス等の提供体制を確保するために必要な見込み量を設定するもの ・障害福祉サービス等の必要な見込量を定め、必要量を超えて指定の申請が出てきたときには、都道府県は指定を拒否することができる、いわゆる総量規制の制度の根拠となるもの となっていることから、引き続き計画として作成する必要がある。 また、地方分権改革推進委員会による第3次勧告（平成21年10月7日）において、障害福祉計画の策定及び障害福祉サービス等の必要な量の見込みについては義務付けの存置を許容されているところ。 ただし、その作成方法については事務負担等を考慮し効率的な方法をとることは差し支えない。 計画を作成するに当たっては、 ・国の定める指針において、地域の実情に即した実効性のある内容とする観点から、幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画等作成委員会を意見集約の場として設置することが考えられること ・障害者総合支援法第89条第7項及び児童福祉法第33条の22第6項において、障害者等への支援の体制の整備を図る観点から、関係機関等により構成される協議会を設置している場合、当該協議会の意見を聴よう努めること ・障害者総合支援法第89条第8項及び児童福祉法第33条の22第7項において、当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議等することとされている障害者基本法第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かなければならないとされているところ。 この点、提案団体の見解において「関係者の協議会」の活用について触れているが、障害者基本法第36条第1項の合議制の機関を「関係者の協議会」としていただくことにより、効率化を行うことが可能である。 具体的には、国の定める基本指針において、障害福祉計画等作成委員会として障害者基本法第36条第1項の合議制の機関を活用できる旨を記載しており、これにより「関係者の協議会」＝「障害福祉計画等作成委員会」＝「前述の障害者基本法第36条第1項の合議制の機関」とすることが可能となっており、事務負担の軽減が可能となっている。 また、現時点でも既に、障害児福祉計画に盛り込む事項について、記載が努力義務となっている事項（例えば、必要な障害福祉サービス等の見込み量の確保方策）があり、その事項については各自治体の実情に応じて記載するか判断できるため、事務負担を軽減する余地があるところ。 なお、パブリックコメントの有無については、行政手続法の趣旨に基づき各地方公共団体において条例において定めているものであること、議会説明及び県庁内の幹部会議への説明については各地方公共団体毎の意思決定の方法の問題であることから、それぞれ提案団体内において、負担軽減のための取組について検討を行っていただきたい。 ⑤都道府県行動計画（次世代育成支援対策推進法第9条） 一次回答でもお答えしたとおり、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条に規定する都道府県行動計画（以下「行動計画」という。）の策定については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という。）の制定に伴い、次世代育成支援対策の中核となる保育サービスや各種の子育て支援事業は同法に引き継がれたことから、「できる規定」により策定は任意化されている。また、策定する場合であっても、特定の事項のみの作成とすることも含めた、柔軟な対応が可能である。行動計画策定指針（平成26年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）において、支援法第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）と一体のものとして策定して差し支えない、また計画の策定手続きについても、一体的に処理して差し支えないとしており、自治体の負担にも配慮したものとなっている。行動計画策定指針において、行動計画と事業計画との一体策定を明示しているのは、前者が次世代育成支援対策のために策定するものであること、後者が次世代育成支援対策の中核となる保育サービス等の推進のために策定するものであること、という両者の目的の類似性に着目しており、両者を一体的ものとすれば計画期間の問題も生じないため、国としては行動計画と事業計画の一体策定を推奨している。 なお、行動計画の期間が5年となっていることについては、ご提案も踏まえ、柔軟な取扱いが可能である旨、周知を行うこととしたい。 ⑥自立促進計画（母子及びび子並びに寡婦福祉法第12条） 第1次回答でお答えした通り、ひとり親家庭等に対する施策が総合的かつ計画的に展開され、個々のひとり親家庭等に対して効果的に機能するためには、都道府県等において、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する自立促進計画を策定し、地域のニーズに対応した支援施策を計画的に実施していただくことが望ましいである。もとより当該規定を法律に盛り込んだ平成14年の法改正当時から、法律上、自立支援計画の策定は任意としており、策定するか否かの判断は都道府県等の裁量に委ねられている。一方で、国としては、地域のニーズに対応したひとり親家庭等への支援施策を着実に実施していただくため、地域住民や関係機関等のご意見を聴取いただきながら、地域の実情を踏まえつつ、自立促進計画を策定いただくことが望ましいと考えている。 なお、自立支援計画についてはもとより他の内容が近接する計画と一体のものとして策定して差し支えないものであるが、この旨を改めて明確化し都道府県等に周知するなど、計画策定に当たっての都道府県等の負担を減らすことができるよう国として今後とも尽力していきたいと考えている。 ⑦都道府県推進計画（都道府県社会的養育推進計画） （平成24年11月30日付け厚生労働省子ども家庭局長通知） 第1次回答でお答えした通り、平成28年改正児童福祉法において明記された子どもの家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を計画的かつ速やかに実現するためには、都道府県等における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を示し、取り組むべき支援策を明確にすることが望ましである。もとより局長通知に基づき技術的助言として都道府県等に社会的養育推進計画の策定を依頼しているところであり、法令上社会的養育推進計画の策定を義務付ける根拠はなく、策定するか否かの判断は都道府県等の裁量に委ねられている。一方で、国としては、社会的養護を必要とする児童が家庭と同様の環境において養育されることなど、子どもの最善の利益はいずれの地域においても実現されるべきと考えており、社会的養育を着実に推進していただくため、地域住民や関係機関等のご意見を聴取いただきながら、地域の実情を踏まえつつ、社会的養育推進計画を策定いただくことが望ましいと考えている。 なお、計画の策定に当たっては、計画の策定要領を示しているほか、都道府県等に対し計画の策定に当たっての課題等に関するヒアリングを実施するなどして、国として支援策を講じてきているところ。今後とも、都道府県等における社会的養育の推進を計画的に進められるよう国として都道府県等における取組を支援していくとともに、計画策定に当たっての都道府県等の負担を減らすことができるよう国として今後とも尽力していきたいと考えている。	【内閣府】 ⑥（6）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平13法31） 基本計画（2条の3第1項及び同条第3項）については、地方公共団体の判断により、関係機関による協議会等における協議結果を計画の一部として活用することが可能であること、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 （8）子ども・若者育成支援推進法（平21法71） 子ども・若者計画（9条1項及び2項）については、以下のとおりとする。 ・子ども・若者育成支援推進大綱（8条1項）を勘案した内容であれば、総合計画など地方公共団体における既存の計画等を当該計画とみなすことが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 ・令和2年度中を目途に策定することとしている子ども・若者育成支援推進大綱の改定の時期については、地方公共団体及び「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」の意見を踏まえ、政策的に関連の深い他の大綱等の改定の時期に合わせる方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （12）子どもの貧困対策の推進に関する法律（平25法64） 子どもの貧困対策についての計画（9条1項及び同条2項）については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。 【法務省】 （7）再犯の防止等の推進に関する法律（平28 法104） 地方再犯防止推進計画（8条1項）については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化するため、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」（今元法務省）を改定し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 【厚生労働省】 （5）児童福祉法（昭22法164） （ⅲ）障害児福祉計画（33条の20第1項及び53条の22第1項）については、計画に定めるように努めるものとされている事項（33条の20第3項及び53条の22第3項）を記載するか否かは地方公共団体の判断による旨、地方公共団体において障害者基本法（昭45法84）36条1項及び4項の合議制の機関を設置している場合には、当該計画の策定及び変更に向けた意見集約の場として当該機関を活用することができることを、地方公共団体に次回の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平29厚生労働省告示116）の改正時に改めて通知する。 （26）母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭39法129） （ⅱ）自立促進計画（12条1項）については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下この事項において「都道府県等」という。）がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、都道府県等に令和2年度中に通知する。 （31）次世代育成支援対策推進法（平15法律120号）に基づく行動計画（8条1項及び9条1項）については、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 （46）社会的養育推進計画については、地域の実情を踏まえつつ、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（特別区を含む。以下この事項において「都道府県等」という。）の判断により策定されるものであることを、都道府県等に令和2年度中に通知する。	（5）次回の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平29厚生労働省告示116）の改正時に改めて通知する。	次回の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平29厚生労働省告示116）の改正時	令和5年6月30日に、改正後の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平29厚生労働省告示116）に係るQAとして改めて通知した。	
						（26） 措置済 （令和3年2月8日事務連絡）	措置済 （令和3年2月8日事務連絡）	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12 条に基づく自立促進計画の策定について（令和3年2月8日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡）	
						（31） 措置済 （令和3年3月30日事務連絡）	措置済 （令和3年3月30日事務連絡）	次世代育成支援対策推進法第8条第1項及び第9条第1項に基づく市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定について（令和3年3月30日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室事務連絡）	
						（46） 措置済 （令和3年3月31日事務連絡）	措置済 （令和3年3月31日事務連絡）	「都道府県社会的養育推進計画」に基づく取組状況の公表等について（令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）	
						（46） 措置済	措置済	「都道府県社会的養育推進計画」に基づく取組状況の公表等について（令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）	